

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第35号

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年新潟市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

58 新潟都市計画越前浜地区地区計画区域内においては、別表第2ア欄に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

別表第1に次のように加える。

越前浜地区地区計画	新潟都市計画越前浜地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域
-----------	--

別表第2新光町地区地区計画区域の項ア欄に次のように加える。

(3) ダンスホールその他これに類するもの

別表第2上木戸地区地区計画区域の項ア欄3に次のように加える。

(5) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

別表第2空港西1・2丁目地区地区計画区域の項ア欄3に次のように加える。

(5) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

別表第2小新梅田地区地区計画区域の項ア欄4に次のように加える。

(6) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

別表第2内野戸中才地区地区計画区域の項ア欄4(1)中「別表第2(と)項第1号及び第3号」を「別表第2(と)項第3号及び(り)項」に改め、同表姥ヶ山西地区地区計画区域の項ア欄1に次のように加える。

(8) ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの
別表第2河渡地区地区計画区域の項ア欄に次のように加える。

(8) ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの
別表第2海老ヶ瀬地区地区計画区域の項ア欄に次のように加える。

(7) ナイトクラブその他これに類するもの
別表第2さつき野駅西地区地区計画区域の項ア欄に次のように加える。

(7) ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの
別表第2豊栄駅北地区地区計画区域の項ア欄1(4)及び2(5)中「もの」の次に「
(ダンスホールその他これに類するものを除く。)」を加え, 同表横越インター北地区地
区計画区域の項ア欄に次のように加える。

(7) ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの
別表第2横越インター東地区地区計画区域の項ア欄2に次のように加える。

(7) ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの
別表第2姥ヶ山東地区地区計画区域の項ア欄に次のように加える。

(8) ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの
別表第2東青山1丁目地区地区計画区域の項ア欄1(1)イ中「用途」の次に「(ダン
スホールその他これに類する用途を除く。)」を加え, 同表西名目所地区地区計画区域の
項ア欄2(6)中「別表第2(と)項」を「別表第2(と)項第2号から第4号まで及び
(り)項」に改め, 同表に次のように加える。

越	建築する					生			
前	ことができ					垣。			
浜	る建築物					ただ			
地	(1) 一					し,			
区	戸建ての					高さ			

<p>地区計画区域</p>	<p>住宅</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、令第130条の3に規定するもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる建築物に附属するもので、自動車車庫及び物置その他これらに類す</p>					<p>1.</p> <p>2メートル以下で木材、竹又は木材・プラスチック複合材で造られたものは、この限りでない。</p>			
---------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

	るもの								
--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例中第3条に1項を加える改正規定，別表第1に次のように加える改正規定及び別表第2に次のように加える改正規定は平成28年4月1日から，その他の規定は同年6月23日から施行する。